

小児慢性特定疾患について

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患については、治療期間が長く医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾患対策は、児童の健全育成を目的として、病気の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減に繋がるよう、医療費の自己負担分を補助する制度です。小児慢性特定疾患研究事業として1974年に開始され、児童福祉法の改正により2005年より法制化されました。対象となるのは、小児慢性特定疾患にかかっており、定められた基準を満たす18歳未満の児童です。ただし、18歳に到達した後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳になるまで延長が認められます。2019年7月5日現在、16疾患群（1. 悪性新生物、2. 慢性腎疾患、3. 慢性呼吸器疾患、4. 慢性心疾患、5. 内分泌疾患、6. 膜原病、7. 糖尿病、8. 先天性代謝異常、9. 血液疾患、10. 免疫疾患、11. 神経・筋疾患、12. 慢性消化器疾患、13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、14. 皮膚疾患、15. 骨系統疾患、16. 脈管系疾患）、762疾病が対象となっています。腎疾患では、ネフローゼ症候群や慢性糸球体腎炎をはじめ、20疾患が対象です。詳しくは小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご参照ください。<https://www.shouman.jp/>

ネフローゼ症候群、IgA腎症、紫斑病性腎炎などの一部は、一定の基準を満たせば指定難病として成人後も助成を受けることができます。詳しくは難疾病情報センターのホームページをご確認ください。

<https://www.nanbyou.or.jp>